

報告第 8 号

健全化判断比率の報告について

健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和 6 年 8 月 3 0 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及び財政健全化審査意見書

令和5年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率		早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.89
連結実質赤字比率	—	17.89
実質公債費比率	3.0	25.0
将来負担比率	—	350.0